

12月3日～9日は障害者週間です

# 誰もが暮らしやすいまちにするために わたしたちにできること

近年、障がいのある人の生活を社会や地域で支えていこうという取り組みが始まっている一方、障がいに関する理解が十分でないことから、障がいのある人に対する差別や偏見が存在することも事実です。

障がいや、障がいのある人に対する理解を深めましょう。

## 障がいのある人は町内にどれくらいいる？

町内には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人が約1800人暮らしています。これは町の人口の約6.5パーセントに相当します(平成28年9月末時点)。

このほかに、発達障がいや難病などにより、手帳を持っていないまでも何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している人がいます。

障がいのある人のためのマークは、障がいのある人に配慮した施設であることや、

外見からは分かりにくい障がいのあることなど、障がいに関するさまざまな情報を伝えるものです。

これらは、店舗や施設、公共交通機関、車、信号機、所持品などに付けられ、普段わたしたちが目にする機会があるものばかりです。

しかし、障がいのある人、その家族や友人などを除くと、見たことがないという人や、見たことがあってもその意味は分からないという人が多いのではないのでしょうか。

社会の障がいに対する理解が十分でないために、障がいのある人たちは日常生活の中

で、不自由な思いをしたり、差別や偏見にさらされたりすることがあるのが実情です。

誰もが暮らしやすいまちにするため、マークの意味を知り、これらのマークを見掛けたり必要な配慮ができるようにしましょう。

## 障がいのある人に対する差別とは

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指し、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、不当な差別的取り扱いをすること、合理的配慮をしないことが差別だとしています。不当な差別的取り扱いとは、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れない、アパートを貸してもらえない、車いすだから店に入れないことなどです。これらは、障がいのない人とは違う扱いを受けているので、不当な差別的取り扱いといえます。

合理的配慮をしないことは、聴覚障がいのある人に声だけで話す、視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある

人に分かりやすく説明しないことなどです。これらは、障がいのない人にはきちんと情報を伝えていくのに、障がいのある人には情報を伝えていないこととなります。

障がいのある人が困っているときに、その人にあつた工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうことを合理的配慮といえます。

## できることから始めよう

障がいがある人が困っているとき、「どうしたらいいかわからない」、「私にはできないかもしれない」とためらう場面があるかもしれません。専門的な知識や経験がなくても簡単な援助をすることはできます。

困っているかどうか判断できないうちでも、勇気を出して「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてみてください。

## 障がいを理解し、一人ひとりに合ったサポートを

### 聴覚・言語障がいのある人

聴覚障がいのある方との会話には、手話、指文字、筆談、口話、読話や身振り手振り、図・イラストを使うなどの工夫をします。人によってコミュニケーション方法が異なるので、どのような方法が良いか、本人の意向を確認します。



### 視覚障がいのある人

「あちら」「これ」などの指示語では「どこか」「何か」が分かりません。場所は「30cm右」「2歩前」、物は「たばこの箱くらいの大きさ」など、具体的に説明しましょう。また、誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩先を歩きます。



### 知的障がい・精神障がいのある人

同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりするため、簡単なメモを渡したり、図やイラストで伝えるなどの工夫をしましょう。



### 車イスの人

段差や狭い通路で困っていたら、声を掛けて手伝います。また、車いすの方と話をするときには立ったままで威圧的な印象を受け取られてしまいます。できるだけ同じ目線で会話をするよう心掛けましょう。



## 障がいに関すること、何でも相談してください

障がいのこと、日常生活で気掛かりなこと、障害を理由とした差別、つらい思いや悩みなど、何でも相談してください。また、障がいのある人への虐待に気付いた人は、町の担当窓

口に通報することが義務付けられています。虐待に気付いたらすぐに連絡をしてください。  
☎福祉課障がい福祉係 ☎54-6612

## まちで目にするマークの意味を知っていますか？



### 障害者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物・施設であることを明確に表すマークです。



### ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬の同伴を啓発するためのマークです。



### 身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付けられている人が運転する車に表示するマークです。



### 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すマークです。



### 聴覚障害者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付けられている人が運転する車に表示するマークです。



### オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこうを造設している人(オストメイト)のための設備があることを表すマークです。



### 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられているマークです。



### ハート・プラスマーク

身体内部(心臓・腎臓など)に障がいのあることを表すマークです。

# 明野ヶ丘・白銀台スキー場からのご案内

## ◆スキー場営業期間(予定)

12月20日④～平成29年3月15日④  
 ※積雪状況により変動します。オープン・クローズ日、営業時間、休業日などの詳細は町ホームページでご確認ください(トップページ>特別なお知らせ)。

## ◆スキー場リフトの無料パス・割引

町内在住の中学生以下の子どもを対象に、両スキー場で利用できるリフトの無料パスを交付します。  
 また、19歳のリフト券が無料になる「雪マジ! 19」、20歳のリフト券が半額になる「雪マジ! 20」キャンペーンに参加しています(㈱リクルートライフスタイル主催)。  
**【小学生未満】**  
 各スキー場のリフト券販売窓口で、申請書の提出と合わせて年齢と住所が確認できる書類(保険証など)を提示してください。

**【小・中学生】** 各学校を通じて無料パスを交付します。

## 【19歳・20歳】

19歳…1997年4月2日～1998年4月1日生まれの方  
 20歳…1996年4月2日～1997年4月1日生まれの方  
 スマートフォンアプリ「マジ☆部」をダウンロードし、会員登録をした後、「雪マジ! 19」または「雪マジ! 20」に参加登録してください。リフト券売り場でアプリ内のクーポン画面と写真付き身分証明書(生年月日が確認できるもの)と一緒に提示してください。詳細は「マジ☆部」のホームページでご確認ください。

▶マジ☆部ホームページ <https://majibu.jp/>

☎・☎ 商工観光課観光係(☎54-6606)、地域振興課地域振興係(☎8-2111)

# 叙勲の受章おめでとうございます

11月3日④に秋の叙勲が内閣府から発表され、瑞宝章受章の栄誉を受けた澤口猪吉さんと佐藤博志さんをご紹介します。



瑞宝双光章  
(行政相談功勞)

澤口 猪吉さん(81歳)  
 忠類米町在住

平成9年4月に行政相談委員を委嘱され、釧路行政相談委員協議会の副会長を歴任するなど、相談活動を通じて地域住民から尊敬と信頼を寄せられました。  
 澤口さんは「相談者は私の先生であり、自己研鑽の機会が与えられた」と授章の感想を話していました。11月9日④に東京都で開催された勲章伝達式で、瑞宝双光章受章の行政相談委員13名を代表して勲章を受け取りました。



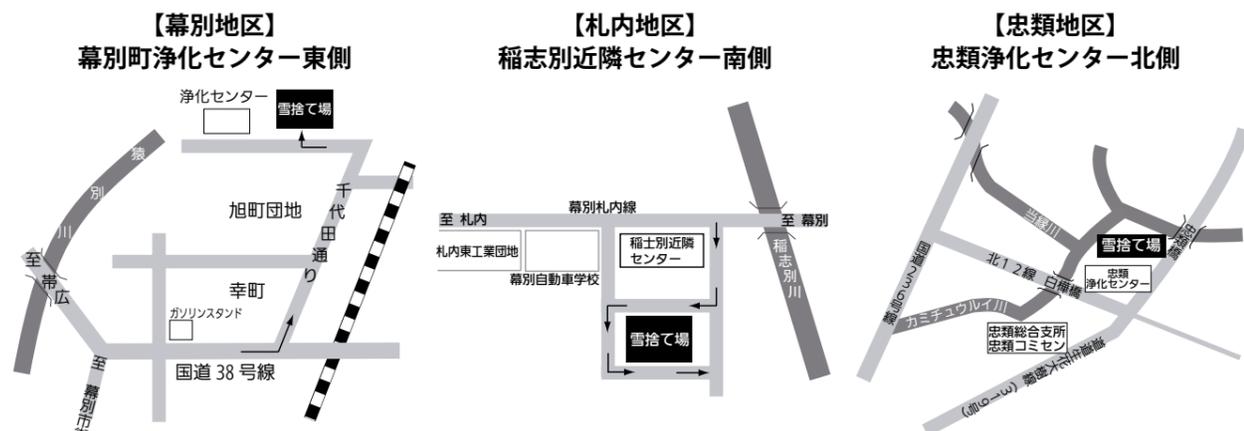
瑞宝双光章  
(消防功勞)

佐藤 博志さん(72歳)  
 忠類錦町在住

昭和48年9月に忠類消防団へ入団以来、忠類消防団長、幕別消防団忠類分団長、幕別消防団の副団長を歴任し、平成27年3月に退団されるまでの42年間、消防活動に尽力されました。また、野球少年団の監督を20年以上務めるなど、地域貢献にも寄与されました。  
 佐藤さんは、これまでの活動を振り返り「消防団で様々な方と交流できたことが一番の財産」と話していました。

※瑞宝章…国家または公共に対し功勞があり、公務等に長年従事した方に授与される勲章。瑞宝双光章は瑞宝章6つのうち5番目に位置する。

## 雪捨て場のご案内



**道路への雪捨ては犯罪です**

自宅や店舗、事務所などの雪を道路に捨てる行為は「道路交通法第76条3項」、「道路法第43条2号」に違反し、懲役や罰金に処せられる犯罪です。交通妨害となるような道路への雪出しを見かけたら、警察に通報または土木課管理係(54-6622)に連絡してください。



## 除雪に関するよくある質問・ご意見

### 除雪作業にご協力をお願いします

皆さんが利用する道路を少しでも早く除雪するため、民間の除雪車両を借り上げて除雪体制を整えています。除雪作業を素早く安全に行うため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

**除雪車が来るのが遅い**

▼一台の除雪車が除雪を完了するまでに6～8時間程度の時間を要するため、地域によっては除雪が遅れる場合があります。

**家の前に雪を置かないでほしい**

▼除雪は道路の雪を両側に引き分けて行うため、道路の両側にはどうしても寄せ雪が残ってしまいます。各住宅の出入口付近の除雪は各家庭にお願いしています。どうかご理解をお願いします。

**屋根からの落雪を除雪してほしい**

▼路上への落雪は、各家庭で処理をお願いします。

**除雪車の出動基準は?**

▼町道の場合  
 ①積雪が10cmを超え、さらに降雪が見込まれる場合。  
 (車道の除雪と合わせて主要通学路などの歩道やコミセン、学校などの除雪を一齐に行います)  
 ②交通事故や交通障害が発生する恐れがある場合。  
 ③強風などで路面の吹きだまりが著しい場合 など。  
 (夜間に降った雪は通勤・通学)

**除雪に関するお願い**

- 路上駐車をしないでください
- 道路に障害物を置かないでください
- 車道へ雪を捨てないでください
- 除雪車には近付かないでください
- 深夜や早朝の除雪作業にご理解ください
- 屋根の雪、つららの撤去にご協力ください
- 車道のセンターラインを越えた除雪作業に注意してください



## 除雪に関する問い合わせ先

- ☎幕別・札内地域
  - 【町道】土木課管理係(☎54-6622)
  - 【道道】十勝総合振興局帯広建設管理部(☎0155-27-8727)
  - 【国道】帯広開発建設部帯広道路事務所(☎0155-25-1250)
- ☎忠類地域
  - 【町道】忠類総合支所経済建設課(☎8-2111)
  - 【道道】十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所(☎01558-6-3141)
  - 【国道】帯広開発建設部広尾道路事務所(☎01558-2-3148)

## 除雪に関するお願い

- 路上駐車をしないでください
- 道路に障害物を置かないでください
- 車道へ雪を捨てないでください
- 除雪車には近付かないでください
- 深夜や早朝の除雪作業にご理解ください
- 屋根の雪、つららの撤去にご協力ください
- 車道のセンターラインを越えた除雪作業に注意してください

# 台風7号・10号による被害状況の概要

11月4日㊤に開催された第2回町議会臨時会で、8月に町を襲った台風7号(8月17日㊤)、10号(8月30日㊤)による被害状況の行政報告がありました。※10月31日現在の状況です。

## ▶住宅等の被害状況

	住宅	店舗・事務所	計
全壊	7件	—	7件
大規模半壊	6件	2件	8件
半壊	20件	12件	32件
一部損壊	—	7件	7件
床下浸水	18件	3件	21件
合計	51件	24件	75件

## ▶商工業の被害状況

- ・強風被害(7号)…1事業所
- ・浸水被害(10号)…15事業所

## ▶宿泊業の被害状況

- ・3事業所(10号)
- 宿泊キャンセル401人、宴会・食事キャンセル130人

## ▶道路の被害状況

- ・町道39路線51か所(21か所復旧完了)

## ▶農業の被害状況

農作物			
台風	倒伏被害	冠水被害	計
7号	350.2ha	19.1ha	369.3ha
10号	—	290.2ha	290.2ha

営農施設			
台風	ビニールハウス	車庫・倉庫・牛舎	計
7号	15棟	22棟	37棟

- ・停電による生乳被害(7号) 950kg廃棄
- ・農業施設被害(7号、10号) 明渠排水路、南勢牧場内管理用道路など100か所程度

## ▶公園の被害状況

- ・札内川河川緑地 サッカー場、野球場、パークゴルフ「はらっぱ36」などの河川緑地全体

# 台風被害による支援策の概要

今回の台風で大きな被害を受けられた方に、次のとおり支援策が進められています。

## ▶町災害見舞金

- 1世帯あたり10万円(床上浸水以上)

## ▶住宅の応急処理制度

- 台風10号で大規模半壊、半壊した住宅の応急修理にかかる費用の一部を助成

## ▶災害援護資金の貸し付け

- 災害により、負傷または住宅・家財に損害を受けた方に生活再建に必要な資金を貸し付け

## ▶これまで実施済みの支援策

- ・災害廃棄物の収集
- ・家屋(屋内、床下)及び敷地消毒
- ・無料し尿収集(1回)
- ・仮設トイレの設置
- ・生活必需品の配布
- ・ボランティアセンター開設(町社会福祉協議会)
- ・住宅及び事務所等の被害調査
- ・被災農地の被害調査

## ▶減免制度など

- ・町税の減免 固定資産税、個人住民税・道税をそれぞれ被災した家屋の損害、住宅の損害の程度および前年所得金額に応じて減免
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、介護保険サービス利用者負担額の減免 被災した住宅の損害の程度および前年所得金額に応じて減免
- ・国民年金保険料の特例免除 被災により納付が困難な場合、申請により保険料が全額免除となり、免除された期間は受取年金額も減額(大きな被害を受けた財産の損害の2分の1以上が対象)
- ・水道料の助成 家屋や敷地内の清掃等に要すると見込まれる使用料を助成
- ・給水装置工事に係る手数料等の助成 被災を受けた建築物の建替え等のため、給水装置工事の申込み手数料等を助成
- ・建築確認申請手数料等の減免 被災を受けた建築物の建替え等のため、建築確認申請等の手数料を減免

※上記減免制度の適用は、り災証明書が必要です。

全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証・改善、また学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に、小学校6年生と中学校3年生を対象に毎年、実施されているものです。

今年度は、4月19日に実施され、町内の児童生徒499人が、国語、算数(数学)の教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査にのぞみました。

今月号では、調査結果の概要について公表します。

教育委員会では、この調査結果を活用し、児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けられるよう、今後も取り組みを進めていきます。

☎教育委員会学校教育課 (☎54・2006)

## ◆生活習慣や学習環境に関する調査結果(主なもの)

質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童生徒の割合です。

### 朝食を毎日食べている

	小6	中3
幕別町	92.4%	93.9%
全道	94.0%	92.5%
全国	95.5%	93.3%

### 家の人と学校での出来事について話をする

	小6	中3
幕別町	71.3%	77.1%
全道	77.2%	74.2%
全国	79.2%	74.1%

### 国語の勉強が好き

	小6	中3
幕別町	69.5%	78.3%
全道	58.5%	62.4%
全国	58.3%	59.8%

### 算数(数学)の勉強が好き

	小6	中3
幕別町	75.4%	66%
全道	64.1%	52.9%
全国	66%	56%

### 人の役に立つ人間になりたいと思う

	小6	中3
幕別町	97.3%	90.9%
全道	93.2%	92.5%
全国	93.8%	92.8%

## ◆教科に関する調査結果(国語/算数・数学)

	小6	中3
全体的な傾向	国語A、算数Aと算数Bが全道平均を上回ったものの、すべての教科で全道平均を下回っている。	国語Aと数学Aが全国及び全道平均を上回ったものの、国語Bと数学Bは、全国・全道平均を下回っている。

### 理解している・身につけている内容

教科	小6	中3
国語	漢字を正しく読むこと 目的や意図に応じて、書く事柄を整理すること	辞書を活用し、漢字が表している意味を正しく捉えること 漢字を正しく読むこと
算数 数学	小数の加法、除法の計算の仕方 他に必要な情報を判断し、特定して単位量当たりの大きさを求めること	比例の式の増加量を求めること 一次関数の式から変化の割合を求めること

### 課題のある内容

教科	小6	中3
国語	ローマ字の書き方・読み方 目的に応じて、複数の本や文章などを選んで読むこと	本や文章などから必要な情報を読み取り、根拠を明確にして自分の考えを書くこと
算数 数学	示された式に数値を当てはめ、数値を求めること 乗法や除法の式の意味を解釈すること	円錐と円柱の関係を理解した体積の求め方 与えられた情報から必要な情報を選択し、数学的に表現をすること

## ◆過去の調査との比較

平成25年(小6)と平成28年現在(中3)の平均正答率を全道・全国のそれぞれの平均正答率と比較したものです。

↘ 下回っている → 概ね同様 ↗ 上回っている

	全道との比較		全国との比較	
	H25(小6)	H28(中3)	H25(小6)	H28(中3)
国語(知識)	↘	↗	↘	↗
国語(活用)	↘	↘	↗	↘
算数・数学(知識)	↘	↗	↘	↗
算数・数学(活用)	↘	↘	↘	↘

お知らせ

幕別消防署からのお知らせ  
年末焼死事故防止運動が始まります

年の瀬が近づき、火を使うことが多くなります。各家庭での防火の備えと点検を行い、火の元・取扱いには十分気を付けましょう。  
町内の平成28年中の火災件数(11月現在)は10件で、そのうち建物火災は2件でした(焼死火災は0件)。全国では平成27年中に建物火災は22,197件発生し、そのうち54%(12,097件)は住宅火災でした。住宅火災による死者(放火自殺者を除く)は914人で、うち66%(611人)が65歳以上の高齢者です。

▶住宅火災予防するために

出火原因の多くは「こんろ」「たばこ」「ストーブ」です。

【住宅火災を防ぐ習慣】

- ①寝たばこは絶対にしない。 ②こんろ使用中は離れない。離れる際は火を消す。
- ③ストーブ等の暖房器具の周りに燃えやすいものを置かない。

【火災対策】

- ①逃げ遅れを防ぐため「住宅用火災警報器」を設置する。設置済みの家庭は定期的に作動確認をする。
- ②寝具、衣類、カーテン等は防災製品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るため公区や地域内で協力体制を作る。

▶サイレン吹鳴と消防団巡視を行います

歳末火災予防運動に伴い、町内の防火を目的とした啓蒙活動としてサイレンを吹鳴し、消防団員が町内巡視を行います。

日12月24日⑤～12月28日⑥ 午後8時 幕別消防署(☎54-2434)

中小企業退職金共済制度加入促進補助金のご案内

中小企業退職金共済制度((独)勤労者退職金共済機構中退共事業本部)、北海道中小企業従業員退職金共済制度(北海道商工会連合会)の加入を促進し、中小企業に就業する従業員の福祉向上と雇用の安定化、中小企業の振興を目的として補助金を交付します。

▶対象者 ※①～③いずれも満たすこと

- ①町内に本店となる事業所を有する事業主 ②町税等を完納している方
- ③退職金共済制度に加入し、共済掛金を納付した事業主

▶補助金の額

従業員(被共済者)の加入月から36か月を限度とし、被共済者一人につき1か月の共済掛金納付額(国等の助成金額を除く)の2分の1(月額1,000円を限度)

※詳細はお問い合わせください。

問・申 商工観光課商工労政係(☎54-6606) / 幕別町商工会(☎54-2703)

幕別町農民同盟(☎54-4122)

12月の  
人権相談・行政相談

▶人権相談(幕別会場)

人権擁護委員:  
桐山武博さん、赤石裕元さん

日12月7日⑥ 午後1時～午後3時

所 町民会館

問 住民生活課住民活動支援係

(☎54-6602)

▶行政相談(幕別会場)

行政相談委員:松本茂敏さん

日12月21日⑥ 午後1時～午後3時

所 町民会館

問 新町・松本茂敏さん(☎54-5267)



南勢牧場の生牧草を  
売り払います

肥培管理された生牧草を売り払います。

▶売渡期間

契約日～平成29年10月31日④

(単年契約)

¥1haあたり5万円

対 町内家畜飼養農家

内 生牧草(チモシー20%、オーチャード80%) A 団地4.44ha、B 団地3.84ha、C 団地3.3ha

期 12月28日⑥まで

他【説明会・抽選会】

平成29年1月13日⑤ 午前10時  
役場2階A会議室

※詳細はお問い合わせください。

問・申 農林課牧場係(☎54-6605)

平成29年度建築技術職員採用資格試験

◆採用予定職種、採用人数 建築技術職員1人

◆受験資格

- ①昭和51年4月2日以降に生まれた方
- ②一級建築士の資格を有する方
- ③普通自動車運転免許を取得、または平成29年3月末日までに取得見込みの方
- ④日本国籍を有し、地方公務員法第16条の各号に該当しない方

◆試験方法 一次試験…論文試験、最終試験…面接試験

◆一次試験日・場所 平成29年1月22日⑥ 幕別町役場

◆合格から採用まで

一次試験合格者のみ面接試験を実施します。後日行う健康診断などにより最終試験合格者の採否を決定します。

◆採用予定日 平成29年4月1日

◆申込書の入手方法

①総務課に直接または郵便で請求できます。郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」「建築技術職」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(A4用紙が折らずに入るもの)を同封してください。

②町ホームページから様式をプリントアウトできます。A4用紙に両面印刷してください。

(トップページ>新着情報>平成29年度建築技術職員採用資格試験)

◆申込書受付期間

12月26日⑥～平成29年1月13日⑤ ※当日消印有効

問・申 総務課総務係

(〒089-0692幕別町本町130番地1・☎54-6608)

小規模特認校 途別小学校で学びませんか?

小規模特認校制度とは、小規模校の特色を生かした環境で子どもに教育を受けさせたいと希望する場合、通学区外に住んでいても「途別小学校」に入学・転学ができる制度です。

◆途別小学校の教育の特徴

少人数指導によるきめ細かなサポートと、伝統の田植え、稲刈り、野菜の収穫などを行い、豊かな心を育みます。

◆在籍人数と募集人数(平成29年度)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
在籍人数	7人 (0人)	3人 (0人)	3人 (3人)	3人 (1人)	1人 (0人)	4人 (2人)
募集人数	1人	3人	2人	1人	5人	2人

※( )内の数字は小規模特認校制度の利用者数

ふるさとぜん  
11月～1月  
※12/30～1/3を除く

幕別町民限定  
特別プラン  
11,150円

ふるさとぜん  
郷里膳  
8,000円(税込)  
1泊2食付  
2名1室  
※土・日曜、祝日の前日は+2000円

- ホラ貝とシメジタケのみぞれ和え
- 旬の御造り3点盛合せ
- 茄子とのチーズ焼き ●海鮮茶碗蒸し
- 忠類産どろ豚のほう葉蒸し
- のり巻きとサーモン寿司 ●土瓶蒸し
- デザート ほか ※季節により変わります

▶ご夕食時ドリンク1杯サービス

2時間飲み放題+1,500円

温泉入浴付  
宴会プラン  
3,500円(税込)

お料理は円卓料理(6～7品)または特別和食会席膳どちらかをお選びいただけます(ワンドリンク付)。

2時間飲み放題(カラオケ付)+1,500円

特別宿泊プラン  
朝食プラン …… 7,300円▶4,500円  
素泊まりプラン 6,200円▶3,500円  
※2名1室のご利用の場合。※土・日曜、祝日の前日は+2000円。

日帰り入浴温泉 町民割引料金  
大人…400円(通常500円)  
小学生…200円(通常250円)  
11:00～23:00(22:30受付終了) ※無休

団体様バス送迎いたします。詳細はお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ  
幕別町忠類白銀町384番地1  
国道236号線沿(忠類IC出口から3分) ☎01558-8-3111

不用品のことならまとめておまかせ!

プレミアム商品券使用可能!

- 引越しゴミ、粗大ゴミ
- 故人の遺品整理
- 訳ありゴミ
- 物置の整理、解体撤収作業

家電のリサイクルも受付中!

高価買取もあります

幕別町指令第146号 古物商許可  
幕別町札内中央町330-57 担当者TEL 090-2071-3561

有限会社 鈴屋 見積もり無料

悩む前にまず電話!

不用品処分・片付け・引越し  
草刈り・草取り・ハチの巣駆除  
庭木伐採・剪定・除雪・排雪・雪降し  
お困り事、なんでもご相談下さい!

かたやま便利サービス

電話0155(56)8001 札内青葉町  
携帯090-8279-8287 19-6